

○島田市都市計画マスタープラン等まちづくり市民会議要綱

平成30年3月29日

告示第77号

改正 平成30年6月4日告示第163号

(題名改称)

(設置)

第1条 島田市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）（以下これらを「都市計画マスタープラン等」という。）の検討に当たり、市民等の意見を聴取し、及び集約を図るため、島田市都市計画マスタープラン等まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(平30告示163・一部改正)

(検討事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 都市計画マスタープランにおける島田市が目指すべき都市の姿及びこれを実現するために必要な次に掲げる事項

ア 居住、医療、福祉、商業、公共交通その他の都市機能の適正な配置に関すること。

イ 道路、公園その他の都市施設の整備を行うための方策に関すること。

ウ 市、市民、事業者等の役割分担に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 立地適正化計画の策定又は改定の必要性その他市長が必要と認める事項

(平30告示163・一部改正)

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者で公募に応じたもの

(2) まちづくりの推進に関し知識及び経験を有するものとして市長が認める団体が

推薦する者

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその委嘱又は任命に係る都市計画マスタープランの策定又は改定の日（立地適正化計画を策定し、又は改定する場合にあっては、都市計画マスタープラン等の策定又は改定の日）までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 会長は、市民会議の会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、都市基盤部都市政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月4日告示第163号）

この告示は、公示の日から施行する。